

岩手県告示第204号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）による指定を受けた指定介護機関が次のとおり事業を廃止した。

令和3年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 短期入所療養介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
斉藤 純	紫波郡矢巾町間野々第9地割202番地	斉藤医院	紫波郡矢巾町間野々第9地割202番地	平成30年5月31日

2 介護予防短期入所療養介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
斉藤 純	紫波郡矢巾町間野々第9地割202番地	斉藤医院	紫波郡矢巾町間野々第9地割202番地	平成30年5月31日